

委託契約の相手方の執務に関する説明書

1. 主たる連絡場所から当該事業場までの距離、到達時間及び交通機関

距離（道程） 10 km

到達時間 30分

交通機関 自動車

2. 委託契約の相手方の当該事業場における執務回数

需要設備 毎月1回

太陽電池発電所 隔月1回（受変電設備）

6ヶ月1回（パネル、PCS）

3. 連絡責任者の氏名

氏名 工場長 安全 一郎

4. 事故その他緊急時における連絡方法

委託契約の相手方の事務所に電話をもって連絡します。

（電話番号 △△-△△△△-△△△△）